



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M K 生

◎土地收用事業認定

◎内務省告示第五百十二號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十五年九月二十日

内務大臣 安井英二

路線名 區 間

一號 靜岡縣庵原郡袖師村地内

昭和十五年九月二十日

工事終了ノ期日

◎内務省告示第五百三十一號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲スベキ國道ノ區間ヲ一部變更シ昭和十五年四月内務省告示第二百四十四號中「福井縣敦賀市大字三島」トアルヲ「福井縣敦賀市大字津内」ニ改ム

昭和十五年九月二十八日

内務大臣 安井英二

(参照)

昭和十五年四月十八日内務省告示第二百四十四號へ新設又へ改築ヲ爲スベキ國道路線名等ノ件ナリ

昭和十五年十月九日

内務大臣 安井英二

◎内務省告示第五百四十九號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又へ改築ヲ爲スベキ國道ノ路線名、區間及工事開始ノ期日左ノ如シ

路線名 區間
三十四號 自京都府舞鶴市上安至府東舞鶴市餘部上
昭和十五年十月十日

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
大阪府	大阪府知事	道路築	大阪府中河内郡矢田村天美村地内	九、一九
大阪府	大阪府知事	道路築	大阪府大阪市東成區北生野町二丁目地内	〃
滋賀縣	滋賀縣	溜池新設	滋賀縣大上郡大瀧村地内	九、二一
德島縣	德島縣	港灣修築附帶道路新設	德島縣海部郡日和佐町地内	九、二七
東京府	東京府芝區	鐵道敷設	東京府東京市芝區高輪南町、高輪北町、車田町九丁目、田町八丁目、田町七丁目、田町六丁目、田町五丁目、田町四丁目地内	〃
山口縣	山口縣	河川統制	山口縣豐浦郡西市町地内	一〇、四
大阪府	大阪府知事	道路築	大阪府中河内郡加美村地内	一〇、五
兵庫縣	兵庫縣知事	軌道運輸事務所建設	兵庫縣神戶市葦合區龍内橋通七丁目地内	〃
兵庫縣	兵庫縣知事	鐵道敷設	兵庫縣揖保郡天津村綱千町地内	〃
兵庫縣	兵庫縣知事	鐵道敷設	兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内	〃
新潟縣	新潟縣知事	鐵道敷設	新潟縣中魚沼郡吉田村地内	一〇、八

大阪	大阪府	知事	道路	改築	大阪府南河内郡天見村地内	一〇、一五
岡山	岡山縣	久郡長濱村長	道路	改築	岡山縣邑久郡長濱村地内	〃
神奈川	神奈川縣	住宅建設	住宅建設		神奈川縣川崎市井田杉山町地内	一〇、一六

◎土木地方債許可概要

許可月日	許可額	目的	團體名	道府縣
九、四	七〇、〇〇〇圓	旱害救済土木費	團體名	道府縣
〃	四〇、〇〇〇	災害防除施設費	愛媛縣	
九、九	二一八、三〇〇	昭和十四年災害復舊費	鹿兒島縣	
〃	三〇、七〇〇	昭和十三年災害復舊費	宮崎縣	
〃	七〇、〇〇〇	水道擴張費	同	
〃	六三、〇〇〇	都市計費街路事業費	別府市	大分縣
〃	二二二、六〇〇	旱害救済事業費	熊本市	熊本縣
九、一〇	四三八、〇〇〇	災害復興都市計畫土地區劃整理事業費	岡山縣	
〃	四〇、〇〇〇	災害應急費	尼崎市	兵庫縣
九、一三	六〇、〇〇〇	災害防除施設費	愛媛縣	
〃	四三、四〇〇	都市計畫街路事業費	富山縣	
九、一六	三七八、〇〇〇	昭和十三年災害復舊費	丸龜市	香川縣
〃	七〇〇、〇〇〇	木屋川利水事業費	愛媛縣	
〃	九五〇、〇〇〇	木屋川利水事業費寄附金	山口縣	
			下關市	山口縣

九、一七	七七七、八〇〇	昭和十三年災害復舊費	三重縣
九、一九	六一、六〇〇	同	大分縣
"	一〇〇、〇〇〇	府縣道改良費負擔金	橫濱市
"	二五〇、〇〇〇	道路改良費	山口縣
"	七一、九〇〇	都市計畫街路事業費	宇都市
九、二五	二〇、〇〇〇	佐田脚漁港修築費	愛媛縣
"	一、三一八、三〇〇	昭和十三年災害復舊費	栃木縣
"	四七、〇〇〇	男鹿地方震災復興費	秋田縣
"	六〇、〇〇〇	橋梁架替費	同
"	一三八、〇〇〇	道路並ニ下水道新設費	小倉市
"	一七、〇〇〇	旱害對策費	滋賀縣
"	三七、〇〇〇	災害防除施設費	同
"	一六、〇〇〇	阿久根港修築費	鹿兒島縣
"	一〇五、九〇〇	蛤良川改修費	同
九、二六	九九、〇〇〇	土砂扞止費	滋賀縣
"	三八〇、〇〇〇	昭和十三年災害復舊費	同
"	五一六、〇〇〇	道路改修費	山口縣
"	一、五〇〇、〇〇〇	上水道擴張費	名古屋市
九、二七	一〇〇、〇〇〇	昭和十三年災害復舊費	新潟縣
"	三六五、五〇〇	昭和十四年災害復舊費	大分縣
法	令		
			愛知縣
			福岡縣
			山口縣
			神奈川縣

九、三〇	二〇〇、〇〇〇	都市計畫路面改良工事費	小倉市	福岡縣
"	二四、〇〇〇	岩松川改良費	愛媛縣	
"	四〇〇、〇〇〇	工業用水施設事業費	秋田縣	
"	九一、〇〇〇	縣道用地買收費	宇和島市	愛媛縣
"	一〇〇、〇〇〇	土木災害復舊費	鹿兒島縣	
"	二〇七、〇〇〇	砂防工事費	岡山縣	

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道廳

根室拓殖軌道齒 舞齒 根室拓殖軌道株式會社申請に係る自花咲郡齒舞村字齒舞四一至

同郡同村大字語諸滑村字鳥戸石一五八は昭和十四年八月二十三日附監第二六四〇號を以て工事着手及竣功期日延期の件許可せし處、建設資材の入手困難及努力の不足とに依つて今回更に夫々一ヶ年延期せむとするものにして、工事着手期限は昭和十六年九月三日迄又工事竣功期限は昭和十七年三月三日迄延期するものとして、九月二十五日監第二、三六三號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

大沼電鐵 橋梁工事方法變更認可

大沼電鐵株式會社申請に係る大沼起點七軒一九二米一五、沼尻

川橋梁及大沼起點一五軒五七八米四〇、折戸川橋梁は木造橋にして腐朽甚しく最早放置しを難き状態にあり、至急之が更換の必要に迫られたるを以て、鋼板桁混凝土橋脚に變更せむとするものにして十月二日監第二四六八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

士別軌道 橋梁工事方法變更認可

士別軌道株式會社申請に係る士別起點四、六二四米八五の個所に架設の橋梁は現在木桁なるが、軌道橋梁保安強化と流水時に於ける流水の圓滑の爲鋼板桁に改良せむとするものにして本工事は夜作業し一日にして架設するものにして、假設工事の必要なきものとして十月二日監第二五一八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京府

東京地下鐵道(城東線) 電氣工事方法變更認可

東京地下鐵道株式會社申請に係る城東線電車用第一受電地點
(錦糸町變電所)第二受電地點(小松川變電所)の内第一受電地點
及錦糸町變電所を江東橋營業所構内に移轉(江東橋變電所と改稱
す)同時に、之に伴ふ架空饋電線路の一部及事業用附帶設備關係
變更せむとするの件は十月二日監第二四四一號を以て内務、鐵道
兩大臣より認可せらる。

東京地下鐵道城東線軌道 電氣假設工事認可

東京地下鐵道株式會社申請に係る小松川變電所同期廻轉變流機
故障の爲、電車用電力を東京市電氣局より供給を受けむとするも
のにして、尙之に對する應急施設を爲さむとするの件本假設物の
使用期は昭和十五年十月三十一日迄とし、九月十九日監第二四二
四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電廣尾橋間軌道假設工事認可

東京市申請に係る昭和十四年十二月十九日監第三七六五號認可
自赤十字病院下、至廣尾橋間工事方法變更の件は都市計畫道路新
設に伴ひ併用軌道に變更の計畫なりし處、右道路は一道完成し、
殘工事は時局下起債並資材の關係上急速施行困難なるに付一般交
通の開始を考慮し、右區間中一部に假設工事を施行し、軌道運轉
を実施せむとするものなり。然して右假設物使用期限を昭和十八
年三月三十一日迄とし、九月十九日監第二四二一號を以て内務、

鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 豐澤停留場附近軌道工事方法變更認可

東京市申請に係る豐澤停留場附近新設軌道敷に沿ひ都市計畫道
路開設さるゝに當り、併用軌道に變更する豫定なりし處、右道路
は片側のみ竣功し、殘工事は時局下起債並資材の關係上續行困難
なる情勢に立到りたるも、一般交通の必要性を考慮し、片側道路
のみ暫定的に供用開始し、他の一方は新設軌道たりし従前の儘軌
道敷として存続せしめたくも、本計畫變更に依り變に認可せし處
の工事方法を變更せむとするものにして、九月十九日監第二四二
二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 本郷三丁目停留場附近軌道工事方法變更認可

東京市申請に係る本停留場個所は車道の幅員狭小なるため諸車
輻輳し、電車の乗降困難の實情にあるを以て今般歩車道境界の改
築を爲さむとするものに伴ひ、鐵柱の移轉安全地帯の新設並單線
架空運轉區間の延長の爲、軌道に歸線並埋設物絕縁施設を施行せ
むとするの件は九月十九日監第二、三、七、四號を以て内務、鐵道兩
大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 立會川停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る立會川停留場は驛附近に於け
る産業振興に伴ひ乗降客激増し、乗降の際混雑甚しきを以て之が

緩和の爲、停留場中心杆程を三十米品川寄に移動し、乗降場の擴張並構内の改良工事施行せむとするの件は九月十九日監第二、三二〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 大森山谷停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る大森山谷停留場は、最近乗降客の増加著しく之が混雜緩和の爲、乗降場の擴張其他に就て乗降客の利便の爲に工事方法變更せむとするの件は十月八日監第二六七九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

西武鐵道

阿佐ヶ谷 宗間軌道線路及工事方法變更並特別設計許可

西武鐵道株式會社申請に係る東京府施行青梅街道の一部自杉並區阿佐ヶ谷、至同區成宗間道路擴張に伴ひ軌道位置變更せむとす尙本件は將來複線に變更する計畫なる爲、現單線軌道は道路の片側に偏し、敷設せむとするを以て軌道建設規程第八條の例外に因り特別設計として許可するものとし、十月八日監第二、六三二號を以て内務、鐵道兩大臣より軌道線路及工事方法變更認可し、特別設計の件許可せらる。

神奈川縣

京濱電氣鐵道 橋梁工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る東京、川崎及横濱の三大都市

工業中心地帯を連絡する該軌道は時局産業の發展に伴ひ、關係方面利用者の増加夥しく、其の輸送量も朝夕の輻輳時に於ては混雜甚しく、従業員の不斷の緊張と努力も定時運轉に困難を來すのみならず、在來の小型車輛にては輸送不可能なるを以て、今般輸送力擴充の爲各停留場の諸設備の改良工事と相俟て收容人員大なる地方鐵道法車輛定規に依る車輛を運轉し、輸送の圓滑を計らむとするものにして既設橋梁を新車輛荷重に耐ゆる強度に補強工事を施行せむとするの件は十月一日監第二八六六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 川崎大師停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る大師支線川崎大師驛は鶴見臨港鐵道軌道線廢止に伴ひ、工事方法の變更を爲さむとする件は九月十九日監第二三一七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 鶴見市場外三停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る鶴見市場停留場外三停留場は附近一帶の發展に依り乗降客激増し、混雜甚しきを以て之が緩和の爲、工事方法の變更をなさむとするの件は十月二日監第二、三一九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 八丁畷停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る品川起點一三杆一五〇米、八

丁驛停留場は近時附近一帯の産業發展に伴ひ乗降客激増し、混雑甚しきを以て之が緩和の爲、乗降場の擴張工事をなきむとするの件は十月七日監第二六八二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 子安停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る本線品川起點一九九一・二三八米、子安停留場は最近乗降場客増加し、混雑甚しきを以て今般下り乗降場を上り乗降場と對向式に改造すると共に、工事方法を變更せむとするの件は十月七日監第二、六三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 花月園前停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る品川起點一六九一・二六花月園前停留場は最近乗降客増加し、混雑甚しきを以て乗降場の擴張並に同構内踏切道を地下道に改造せむとするの件は十月七日監第二、六一三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 京濱鶴見停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る京濱鶴見停留場は附近一帯の産業振興に伴ふ乗降客の増加甚しきを以て、混雑の緩和を計らむが爲乗降場の擴張並に同構内踏切道を地下道に改築し、運輸の圓滑を期せむとするの件は十月七日監第二六一二號を以て内務、鐵

道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 橫濱停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る品川起點二二九一・二三四・七、橫濱停留場に於ける、側線乗降場は從來一輛停車の延長なりし處、今同向乗降場を十米延長し、停留場分岐及信號機を移動し、二輛連結車を收容し得る様變更せむとするの件は十月十六日監第二八六三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

江ノ島電氣鐵道 軌道工事方法變更認可

江ノ島電氣鐵道株式會社申請に係る江ノ島、谷戸間併用區間藤澤起點三九五四・五米より同起點四九〇二・五米に至る延長四八〇米の軌道路面鋪裝は敷石張にして經年磨損の爲、保守困難に付之を撤去しアスファルト鋪裝に變更せむとするの件は十月七日監第二六三五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

石川縣

金石電氣 抵當證書記載事項並元利支拂豫算變更認可

金石電氣鐵道株式會社申請に係る昭和三年十一月五日監第三、四五八號認可軌道財團抵當金錢消費貸借契約證書中(債權者、日本興業銀行)昭和十五年九月三十日の辨消期日を昭和十八年九月三十日三ヶ年定期償還とし、昭和十五年十月一日現在殘高五萬圓に付元利支拂豫算書を變更せむとするの件は十月三日監第二、六一

八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

福井縣

福武電氣鐵道 鐵道線所屬電動客車直通運轉認可

福武電氣鐵道株式會社申請に係る昭和十五年二月二十九日鐵道省監第四九〇號認可地方鐵道線用電動客車一輛を軌道線に直通運轉し、沿線附近兵營に出入する兵士並一般乗客の激増は現在車輛を以てしては到底圓滿なる運轉を期し難きのみならず、修理検査の豫猶もなき有様にて運轉の保安を期し難く、仍て之が緩和を圖らむとする本鐵道線所屬電動客車直通運轉の件は昭和十五年九月十九日監第二、三八二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

愛知縣

名古屋市營 築地變電所新設認可

名古屋市中請に係る築地港方面は工場地帯として發展し、特に愛知時計電機株式會社に於ては、海軍支援の下に稻永地内に大軍需工場の新設を見る事となり、之等多數従業員の輸送対策として前記申請の工事と關聯し、築地變電所を新設以て時局交通の圓滑を期せむとするの件は十月七日監第二、六三三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

名古屋市營 軌道線路及工事方法變更認可

名古屋市中請に係る昭和十四年二月十六日附監第二三三號を以

て認可の大江線内田橋南陽通り八丁目間軌道工事方法書中、自内田橋起點二、三一〇軒至終點間は都市計畫一等大路第三類第四十二號線の路線一部中心變更(内務省告示第百五十七號)になりたるを以て之に一致せしむる樣變更せむとす、尙該路線終點にありては朝夕工場従業員の「ラッシュ」の爲僅少なる時間に多數の車輛操車の圓滑を期する必要上涉線を原設計より一ヶ増設せむとするものなるが、右は十月七日監第二、六八一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京都府

京都府營 軌道假設物使用期限延期認可

京都市申請に係る伏見線假設物使用期限は昭和十五年六月三十日迄の處、勸進橋復舊工事は京都府に於て施行の鴨川改修工事未成の爲着工難に付更に一ヶ年(昭和十六年六月三十日迄)延期せむとする假設物使用期限延期の件は昭和十五年十月七日監第二六八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

阪神電氣鐵道 軌道工事竣功期限延期許可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る大阪驛前延長線並現在營業線出入橋、梅田間變更工事中未竣功殘部工事竣功期限は昭和十五年五月三十一日迄の處、昭和十四年三月十二日一部竣功後極力殘部

工事の進捗に努めたるも建設資材の入手遅延と勞力不足並電力制限等の爲齟齬を來し延期の已むなきに至りたるため、更に一ヶ年(昭和十六年五月三十一日迄)延期せむとする軌道工事竣功期限延期の件は昭和十五年十月一日監第二、〇八八號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

大阪市營 軌道保安裝置設置認可

大阪市申請に係る南北線大阪驛前に電磁空氣式轉轍器轉換裝置を設置せむとする軌道保安裝置設置の件は昭和十五年十月二日監第二、四九三號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

大阪市營 軌道假設物使用期限延期認可

大阪市申請に係る都島守口線中一部假線(城北運河架橋、タカ)使用期限は昭和十五年五月三十一日迄の處、城北運河橋梁架設工事時は時局の影響を受け竣功遅延の已むなきに立到りたるため、假線を尙引續き昭和十五年八月三十一日迄使用せむとする軌道假設物使用期限延期の件は昭和十五年十月七日監第二、六七八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

神戸市營 第二期第四號 線工事方法變更認可

神戸市申請に係る須磨線、高松線、尻池線の一部に於ける軌條は磨損甚しく、一般交通に支障ある爲、特種軌條並枕木の取替を

爲し、磨損軌條は中古品を以て切續補修をなし、軌道表面鋪裝を花崗石、板石鋪裝に變更せむとする軌道工事方法變更の件は昭和十五年九月十九日監第二三八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電氣鐵道 軌道工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る車輛増加(昭和十四年十二月二十三日監第四、〇一二號認可車輛三十輛新造)に伴ひ之から收容設備を充實せむとし、尼崎車庫内に側線を増設し、之に伴ひ傳法線線路中心間隔を一部變更せむとする軌道工事方法變更の件は昭和十五年十月一日監第二、四九二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電氣鐵道 軌道假設物使用期限延期認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る本線、夙川橋梁附近線路工事方法一部並香植園停留場設備變更工事に伴ふ假設物使用期限は、昭和十五年三月二十四日迄の處時局の影響を受け、尙當分着手不可能なるに依り尙ふ一ヶ年(昭和十六年三月二十四日迄)延期せむとする軌道假設物使用期限延期の件は昭和十五年九月十九日監第二、三七九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神急行電鐵 神戸線工事方法變更並假設工事認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る三菱電氣株式會社より委託に

依る新設工場引込線と阪急神戸線とを立體交叉せむる爲跨線橋を新設し、之に伴ひ橋梁假設工事をせむとする神戸線工事方法變更並假設工事は假設物使用期限を昭和十六年三月三十一日迄とし、昭和十五年十月七日監第二、六一五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神急行電鐵 軌道假設物使用期限延期認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線住吉川附近(線路折上)假設物使用期限は昭和十五年三月二十八日迄の處、復興工事施行に關し内務省災害復興計畫並地元區劃整理組合との關係等、目下交渉中にて近く決定の見込に付、更に一ヶ年(昭和十六年三月二十八日迄)延期せむとする假設物使用期限延期の件は昭和十五年十月二日監第二、四六九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山縣

東邦電力、和歌山電氣軌道 軌道讓渡許可

東邦電力株式會社、和歌山電氣軌道株式會社(發起人平松憲夫外六名)申請に係る軌道讓渡の件は、東邦電力株式會社は元合同電氣株式會社の合併に依り三重、和歌山、兩縣下に於ける軌道事業を兼營する處となりたるも時局下社會狀勢は斯る副業的營業狀態を許さず、事業の統制改善を必要とするに至りたるを以て三重

縣下の軌道事業を神都交通株式會社に讓渡し、今更に和歌山縣下の軌道事業を和歌山軌道株式會社に讓渡(軌道延長一六、〇九軒讓渡價格二、二九六、五〇七圓七三)せむとするの件は、十月十二日監第二、〇〇五號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。尙本許可の效力は新設會社成立に伴ふものとす。

岡山縣

岡山電氣軌道 橋梁工事方法變更認可

岡山電氣軌道株式會社申請に伴ふ内山下線中の西川に架設(府縣道岡山停車場線岡山市上西川町地内)の橋梁は架設以來多年の年月を経過し、底部の腐蝕甚敷き爲、之を架換工事をせむとする軌道橋梁工事方法變更の件は昭和十五年十月七日監第二、六七七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛媛縣

伊豫鐵道電氣札西堀端間工事方法變更認可

伊豫鐵道電氣株式會社申請に係る併用軌道線路札ノ辻、西堀端兩停留場區間は明治四十一年舊道路幅員に依り中央に建設せしものなれども、過般愛媛縣に於て道路改修に依り東側に幅員を擴大の爲在來軌道中心線は道路西人家側に偏し、従つて人家側は一般交通量も多き爲、電車運轉上に支障する場合も亦尠からず、且又現在軌道は西堀端停留場複線部分を境として北部と中心線を異に

して居り、將來單線を複線に改良する如き場合南北軌道中心線を一致さす爲には當然中心線の移動を要す可く、尙該區間は愛媛縣に於て本年度（十五年）中に道路鋪裝の計畫有り、之に伴ひ軌道線路部分の鋪裝を要するものに付き、豫め線路中心線を移動し、曲線部を直線に改良且電車運轉の安全を計らむとするの件は九月十八日監第二、二八三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

高知縣

土佐電氣 橋梁工事方法變更認可

土佐電氣株式會社申請に係る該軌道中左記箇所の橋梁（一）
 棧橋線中播磨屋橋起點〇、六六八軒架設三ノ橋一、同起點一、八五〇架設四ノ橋一、同起點一、八五〇架設五ノ橋一、伊野線中堀詰起點五、六五三架設、宮ノ前東橋）は檜桁使用にて腐朽更換の時期に達し、交通上危険に付、混凝土橋體に變更改築せむとするの件は十月一日監第二、五一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

福岡縣

九州電氣軌道 車輛設計變更認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る該會社所屬車輛五十六輛（發動客車）の救助器を「ロツクフエンドー」に改造せむとするの件

法 令

は八月七日監第一、九四二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

九州電氣軌道 軌道工事方法變更（軌條更換工事）認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る小倉、戸畑間併用軌道の内戸畑停留場四、一・二米四〇の區間に於ける四六疋溝型軌條を四五疋丁型軌條に變更し、併て既設敷石を改修し、電車運轉の安全を期せむとするの件は九月十九日監第二、四二九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

九州電氣軌道 發動客車設計變更認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る該社沿線は今次事變以來各種工場の擴張に依り乗客激増の爲、之が取扱上種々の不便により既認可車輛二十輛（電動客車自一三八號）の車體の一部設計を變更せむとするの件は十月二日監第二、四四〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

